# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
15	小児慢性特定疾病医療費に関する事務書	基礎項目評価

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、小児慢性特定疾病医療費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

横浜市長

### 公表日

平成31年1月4日

#### I 関連情報

なし

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費に関する事務					
②事務の概要	児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者に対し、受給者証を発行するとともに、医療費の支給を行う。     受給者証の発行に当たっては、指定医が作成した意見書を審査し支給の可否を決定するほか、対象児童と同じ健康保険加入者の所得状況から自己負担の金額を判定する。     このため、対象児童の疾病に関する情報及び所得判定対象者の所得状況を管理する。 特定個人情報は、次の事務で使用する。 〇情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務     当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)及び第19条(特定個人情報の提供の制限)で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 〇情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務     番号法第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。					
③システムの名称	新公費負担管理システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム					
2. 特定個人情報ファイ	ル名					
新公費システム(小児慢性特別	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の7項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第9号、第10号					
4. 情報提供ネットワーク	ウシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	【提供】 番号法 第19条第7号 別表第二の26項、56の二項、87項、119項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第30条第2号、第44条第1号、第59条の3第三項 【照会】 番号法 第19条第7号 別表第二の9項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条					
5. 評価実施機関におけ	る担当部署					
①部署	健康福祉局生活福祉部医療援助課					
②所属長の役職名	医療援助課長					
6. 他の評価実施機関						

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

横浜市役所

市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 鶴見区役所

区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所

区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所

区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所

区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所

区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所

| 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所

区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所

| 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所

区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所

区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所

区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所

区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所

区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所

区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所

区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所

区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所

区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

請求先

健康福祉局生活福祉部医療援助課 横浜市中区港町1-1 045-671-4114

### Ⅱ しきい値判断項目

エーしさい但刊例は日						
1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数	女か	平成	30年3月31日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人以上	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数	すか しょうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	平成	30年3月31日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書 も機関については、それ	] ごぞれ重点項目評	<選択肢>	全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱いの委託		[	]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステム		]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[ 0 ]	内部監査 [ ] 外部監	· 查				
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行って	[いる ]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ <sup>-</sup> 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	ている				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	を行う。 受給者証の発行に当たっては、指定医が作成 した意見書を審査し支給の可否を決定するほか、対象児童と同じ健康保険加入者の所得状 況から自己負担の金額を判定する。 このため、対象児童の疾病に関する情報及び	児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者に対し、受給者証を発行するとともに、医療費の支給を行う。受給者証の発行に当たっては、指定医が作成した意見書を審査し支給の可否を決定するほか、対象児童と同じ健康保険加入者の所得状況から自己負担の金額を判定する。このため、対象児童の疾病に関する情報及び所得判定対象者の所得状況を管理する。	事後	軽微な変更であるため
平成30年8月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称		新公費負担管理システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	軽微な変更であるため
平成30年8月24日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	番号法 第9条第1項 別表第一の7項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第7条	番号法 第9条第1項 別表第一の7項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第7条第1項、 第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第10項	事後	軽微な変更であるため
平成30年8月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の7項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第7条	番号法 第9条第1項 別表第一の7項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第7条第1項、 第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第10項	事後	軽微な変更であるため
平成30年8月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第二の9項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第8 条 【提供】 番号法 第19条第7号 別表第二の26項、87項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務	条 【提供】 番号法 第19条第7号 別表第二の26項、56の 二項、87項、119項 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	軽微な変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	医療援助課長 加藤隆生	医療援助課長	事後	軽微な変更であるため
平成30年8月24日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南 区花之木町3-48-1 045-743-8121 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港 南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉 区和泉町4636-2 045-800-2335	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南 区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港 南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉 区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	軽微な変更であるため
平成30年8月24日	Ⅱしきい値判断項目 1 .対象人数 いつ時点の集 計か	平成27年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	軽微な変更であるため
平成30年8月24日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の集 計か	平成27年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第二の26項、56の 二項、87項、119項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務	の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第19 条第1号、第30条第2号、第44条第1号、第59 条の3第三項 【照会】 番号法 第19条第7号 別表第二の9項	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	Ⅳ リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	軽微な変更であるため